

香港の法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

中華人民共和国香港特別行政区（以下「香港」という。また、香港・マカオ・台湾を除いた中華人民共和国を「中国」という）は、アヘン戦争後、1842年の南京条約による香港島の英国への割譲、1860年の北京条約による九龍の英国への割譲、1898年の新界等の租借が行われたことにより、英国の支配下に置かれた。英国による長期間の支配を受けた香港は、1984年に調印された「中英共同宣言」により、1997年7月1日に中国に返還され、中国の地方行政区域の一つという位置付けとなった。但し、50年間は調印時の香港の制度を維持し、外交と国防等の一部の例外を除き、高度の自治権が保障されるものとされた。返還後の香港の法制度は、基本的に、中国の法制度とは別の法制度となっている（一国二制度）。

香港は、英国による長期間の支配の下で、英国法²の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。しかし、ビジネスに関連する重要な法令の多くは、成文法で規定されている。即ち、香港が判例法主義の法体系を採用しているといっても、裁判において拠り所となる「法源」には、判例だけではなく、制定された法令も含まれる。

香港は、現在まで、「国際金融センター」、「中国投資・貿易のゲートウェイ」等の面で著しい発展を遂げてきた。他方、最近では、「逃亡犯罪人条例」の改正や「香港国家安全維持法」の制定をめぐる治安の混乱が大きく報道され、香港の行く末に注目が集まっている。そこで、今回は、香港の法制度の概要と特徴について紹介することとしたい。

II 香港基本法

1 中国と香港の関係

香港における統治機構・人権等について規定しているという意味で、実質的に香港の憲法に相当するのは、「香港特別行政区基本法」（以下「香港基本法」という）である。香港基本法は、中国憲法31条（特別行政区の設置）に基づき、中国の全国人民代表大会により、1990年4月4日に採択・公布され、1997年7月1日に施行された、中国の「法律」である。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

香港基本法により、香港では「高度の自治権」が認められており、「港人治港」が行われてきた。香港基本法 5 条によると、香港では、社会主義の制度及び政策を実施せず、現存の資本主義の制度及び生活方式を保持し、50 年間変更しないものとされている。このように、1 つの国の中に 2 つの異なる制度の地域が存在することを、「一国二制度」（中国語では「一国両制」）という。但し、外交（13 条）、防衛（14 条）については、中国中央政府が責任を負う。香港基本法の解釈権限を有するのは、中国の全国人民代表大会常務委員会である（158 条 1 項）。

全 160 条及び 3 つの付属文書からなる香港基本法の体系は、表 1 のとおりである³。

表 1：香港基本法の体系

第 1 章 総則		第 1 条～第 11 条
第 2 章 中央と香港特別行政区との関係		第 12 条～第 23 条
第 3 章 住民の基本的権利及び義務		第 24 条～第 42 条
第 4 章 政治体制	第 1 節 行政長官	第 43 条～第 58 条
	第 2 節 行政機関	第 59 条～第 65 条
	第 3 節 立法機関	第 66 条～第 79 条
	第 4 節 司法機関	第 80 条～第 96 条
	第 5 節 地区組織	第 97 条～第 98 条
	第 6 節 公務員	第 99 条～第 104 条
第 5 章 経済	第 1 節 財政、金融、貿易、商工	第 105 条～第 119 条
	第 2 節 土地契約	第 120 条～第 123 条
	第 3 節 海運	第 124 条～第 127 条
	第 4 節 民間航空	第 128 条～第 135 条
第 6 章 教育、科学、文化、スポーツ、宗教、労働、社会サービス		第 136 条～第 149 条
第 7 章 対外事務		第 150 条～第 157 条
第 8 章 本法の解釈及び改正		第 158 条～第 159 条
第 9 章 付則		第 160 条
付属文書 1 香港特別行政区行政長官の選出方法		

³ 本稿における香港基本法の和訳は、『アジア憲法集【第 2 版】』（明石書店、2007 年）189～218 頁（解説・訳 小田美佐子）に従った。

付属文書 2 香港特別行政区立法会の選出方法及び表決手続

付属文書 3 香港特別行政区で実施される全国レベルの法律

2 統治機構

(1) 行政

「行政長官」は、香港の首長であり、香港を代表する（43条1項）。行政長官は、中国中央政府と香港に対し責任を負う（43条2項）。行政長官は、40歳以上であり、香港に連続して20年以上居住し、外国に居留権を有しない香港の永住民のうちの中国公民でなければならない（44条）。行政長官は、香港において選挙又は協議により選出され、中国中央政府により任命される（15条、45条）。行政長官の任期は5年であり、2期までとされている（46条）。

行政長官の職権としては、①香港政府を指導すること、②法律の執行に責任を有すること、③立法会で可決された法律案に署名し、公布すること、④立法会で可決された予算案に署名し、予算・決算を中国中央政府に報告すること、⑤香港政府の政策を決定し、行政命令を發布すること、⑥各級裁判所の裁判官を任免すること等がある（48条）。また、行政長官は、一任期中に一度だけ、立法会を解散することができる（50条2項）。

行政長官は、香港政府の首長でもある（60条1項）。香港政府の職権としては、①政策を制定・執行すること、②各種行政事務を管理すること、③予算・決算を承認・提出すること、④法律案を起草・提出すること等がある（62条）。

行政長官の政策決定に協力する機関として、「行政会議」がある（54条）。行政会議の構成員は、行政機関の主要政府職員、立法会議員、社会人士の中から行政長官が任命した香港永住民のうち中国公民である（55条）。

(2) 立法

香港の立法機関は、一院制たる立法会である（66条）。立法会は、基本法の改正及び国防・外交等を除き、幅広い立法権を有する。

立法会の議員は、選挙により選出される（68条1項）。議員の任期は4年である（69条）。議員総数は70名である。立法会の議員は、原則として、外国に居留権を有しない香港永住民のうちの中国公民である。非中国籍の香港永住民及び外国に居留権を有する香港永住民立法会の議員になることができるが、立法会の議員総数の20%以下でなければならない（67条）。

立法会の職権としては、①法律を制定・改正・廃止すること、②予算を審議・可決すること、③行政長官の施政報告につき討議を行うこと、④終審裁判所裁判官及び高等裁判所首席裁判官の任免に同意すること等がある（73条）。

立法会の制定する法律は、香港基本法に抵触してはならない（11条2項）。立法会が制定した法律は、中国の全国人民代表大会常務委員会に報告・登録しなければならない（17条）。

2 項)。立法会が可決した法律案は、行政長官の署名・公布により発効する（76 条）。

（3）司法

香港には、独立の司法権及び終審裁判権が認められている（19 条 1 項）。

香港の司法裁判所システムは、三審制が採られている。主な裁判所としては、①地方裁判所、②第一審裁判所、③上訴裁判所、④終審裁判所がある⁴。

地方裁判所は、民事事件（5 万香港ドル以上の契約紛争事件及び不法行為事件、100 万香港ドル以下の民事事件）及び刑事事件を管轄する。

第一審裁判所は、民事事件及び重大な刑事事件（殺人事件等）を管轄する。

上訴裁判所は、地方裁判所及び第一審裁判所からの上訴事件を管轄する。

終審裁判所は、あらゆる裁判所からの上告事件を管轄する。

終審裁判所は、コモン・ローの地域の裁判官を招聘して、裁判に参加させることができる（82 条）。

裁判所は、香港の法律だけでなく、コモン・ローの地域の判例を参考にすることもできる（84 条）。従来、香港で実施されてきた陪審制は、維持される（86 条）。

2 人権

香港基本法は、私有財産権の保護（6 条）及び財産収用に対する補償（105 条）を規定している。また、「第 3 章 住民の基本的権利及び義務」において、さまざまな権利・自由について規定している。即ち、居留権（24 条 3 項）、法の下での平等（25 条）、選挙権及び被選挙権（26 条）、言論・報道・出版の自由、集会・結社・デモの自由、労働組合の組織・参加・ストライキの権利（27 条）、人身の自由（28 条）、住居不可侵の権利（29 条）、通信の自由及び秘密（30 条）、移動・移住の自由（31 条）、信教の自由（32 条）、職業選択の自由（33 条）、文化活動の自由（34 条）、裁判を受ける権利（35 条）、社会福祉を受ける権利（36 条）、婚姻の自由（37 条）等である。さらに、「第 6 章 教育、科学、文化、スポーツ、宗教、労働、社会サービス」においても、さまざまな権利・自由が規定されている。

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」並びに国際労働機関憲章の香港に適用する関係規定は、引き続き有効である（39 条）。

しかし、最近、「香港国家安全維持法」により、香港における人権保障に懸念が広がっている。そこで、「香港国家安全維持法」について、項を改めて述べる。

3 香港国家安全維持法

2020 年 6 月 30 日、中国の全国人民代表大会常務委員会は、全 66 条からなる「香港特別

⁴ 本稿における香港の裁判所の種類・管轄等については、平野温郎著「香港法」（『世界の法律情報』（文眞堂、2016 年）所収）107～108 頁を参照した。

行政区国家安全維持法」(以下「香港国家安全維持法」という)を採択・公布・施行した⁵。本来、香港における国家安全に関する法律(具体的には、国家反逆、国家分裂、反乱扇動、中国政府転覆及び国家機密窃取といった行為を禁止し、外国の政治組織・団体が香港で政治活動を行うことを禁止し、香港の政治組織・団体と外国の政治組織・団体が連携することを禁止する法律)は、香港の立法会により制定されることが予定されていた(香港基本法 23 条)。ところが、2003 年に香港立法会に国家安全条例案が提出されたところ、大規模な反対デモが行われたため、採択が断念され、その後も国家安全条例案が採択されるには至らなかった。2019 年には、「逃亡犯罪人条例」改正をめぐり、反対派により香港各地で暴動が発生し、治安が悪化した。そこで、香港立法会による国家安全条例案の採択は困難であるとの判断から、2020 年に、中国の全国人民代表大会により香港国家安全維持法が採択されるに至ったという経緯がある。その際、香港ではなく中国が立法することの法的根拠として、香港基本法の 18 条に基づき、付属文書 3 (香港特別行政区で実施される全国レベルの法律)に香港国家安全維持法を含めるという手法が用いられた。

香港国家安全維持法の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 「国家安全維持委員会」と「国家安全維持公署」の設置

香港国家安全維持法により、香港には、香港政府・社会全体を管理する「国家安全維持委員会」が設置された。香港の国家安全に関する責務を担う同委員会は、香港政府の監督・問責を受けず、中国中央政府の監督・問責のみを受ける(12 条)ほか、中国中央政府からの顧問を受け入れる(15 条)。また、中国中央政府が香港に設置した「国家安全維持公署」は、「国家安全維持委員会」と協調して香港の国家安全を維持する責務を担う。中国中央政府が許可した場合、「国家安全維持公署」のみが特定の事件を管轄する(48 条、53 条、55 条)。即ち、中国中央政府は、「国家安全維持委員会」の責務の果たし方が気に入らない場合、いつでも「国家安全維持公署」の名義で直接、具体的な事件の取締りにあたることができる。中国中央政府は、「国家安全維持委員会」と「国家安全維持公署」を通じて、確実に香港社会をコントロールできるようになる。

(2) 違法行為の取締り

返還後、香港市民は、香港においては、中国中央政府の政策について反対意見を表明したり香港政府を批判したりする自由があった。しかし、香港国家安全維持法により、香港で中国中央政府の政策に反対する言論・行動は、犯罪として取締りの対象となる可能性がある(22 条 1 号・2 号)。香港政府への批判は、香港政府への憎悪を喚起したものとして処罰される可能性がある(29 条 5 号)。国家の安全に関わる事件の審理は、行政長官の指名した裁判官が担当する(44 条)。国家分裂(20 条～21 条)、政権転覆(22 条～23 条)、テロ活動(24 条～28 条)、外国勢力との結託(29 条～30 条)は、いずれも犯罪行為とされ、最

⁵ ちなみに、中国には、すでに「国家安全法」(2015 年 7 月 1 日施行)がある。

高刑は無期懲役である。

(3) 外国人・外国会社への適用

外国人・外国会社が香港及び香港以外において行った行為が香港国家安全維持法に対する違反に該当する場合、処罰や強制退去処分を受ける可能性がある(34条、36条、38条)。例えば、日本人が日本において新聞、雑誌又はブログ等に、中国政府の香港政策を批判する論文・風刺画等を掲載した場合、中国中央政府がこれを気に入らなければ、当該日本人が香港を訪れた際、香港国家安全維持法に基づき拘束される可能性がある。なお、本法違反の被疑者・被告人には、原則として、保釈は認められない(42条2項)。

(4) 香港国家安全維持法の解釈権

本法の解釈権は、中国の全国人民代表大会常務委員会に帰属する(65条)。

4 法令及び判決例

香港返還前の法律、即ち、コモン・ロー、エクイティ、条例、付属立法及び慣習法は、香港基本法と抵触するか又は立法会により改正されるかしない限り、継続して有効である(香港基本法8条)。

香港法は基本的に判例法から成っている。成文法を主とする日本の法体系を学んだ者にとっては、判例法を中心とする香港法には、とっつきにくい面があることは否定できない。

英国や香港では、ある事件において過去に下された判決は、その後の類似の事件において、法源となり、同様の判決が下されなければならないという「先例拘束性」(stare decisis)の原理が採用されている。但し、先例たる判決の中で規範的効力があるのは「判決理由」(ratio decidendi)の部分であり、「傍論」(obiter dictum)の部分ではないこと、過去の先例は必ずしも判例集として整備されていないこと、議会の制定する法律により過去の先例につき修正等の変更を加えることができること、合理的な理由を説明することができれば必ずしも先例に従わなくてもよいこと、先例拘束性の原理は主にコモン・ローについてのものであること等に留意する必要がある。他方、エクイティ(equity)とは、「衡平法」とも呼ばれ、コモン・ローで解決されない欠陥に適用され、裁量的に救済することで発達した法準則である。

英国枢密院司法委員会による判例は、香港の裁判所からの上告事件で1997年7月1日より前に下された判決には拘束性(binding)があるが、それ以外の判決には拘束性は無く、説得性(persuasive)を有するのみであった。とはいえ、1997年7月1日の返還後も、英国の裁判所の判例は、香港の裁判所に対し拘束力を有しないものの、依然として、説得力のある根拠として、事実上の強い影響力を及ぼしている。

香港の成文法としては、①立法会により制定される「Ordinance」と呼ばれる条例、②立法会の授権により制定される「Bylaws」、「Rules」、「Regulations」等の各種の付属法令が

ある。香港の公用語は英語と中国語であり、法令も両言語で併記される（両者の間に優劣の差は無い）。上記のほかに、前述した香港国家安全維持法のように、中国の法令が香港に適用される場合がある。

Ⅲ 民法

香港には、ドイツやフランスの民法典のように明確で確立された民法体系は無い。

香港の契約法は、英国の契約法に準拠しており、コモン・ロー及びエクイティが適用される。香港でも、英国と同様、判例法が主要な法源であるが、個別に成文法が制定されている。例えば、動産売買に関しては、香港の「Sale of Goods Ordinance」があるが、これは、英国の「Sale of Goods Act」に準拠したものである⁶。

香港域内の土地は、1997年7月1日の返還より前は、英国国王の所有物とされ、英国の不動産法の強い影響の下、香港独自の不動産法が形成されていった。返還後は、香港の土地及び天然資源は、中国と同様に、中国国家の所有物とされているが、香港政府が管理・使用・開発・賃貸の権限を有するものとされている（香港基本法7条）。また、1997年7月1日の返還後も、返還前に認可・決定・延長された土地契約及び関連する権利は、香港法により保護されるものとされている（香港基本法120条）。

香港では、譲渡担保権 (mortgage)、抵当権 (charge)、質権 (pledge)、保証 (guarantee)、留置権 (lien) 等の担保制度が認められている。集合物に関する譲渡担保権及び抵当権も認められている。

香港法で認められる賠償金には、英国と同様、実質的損害賠償金、懲罰的賠償金、名目的賠償金等がある。

Ⅳ 会社法

香港子会社を有する日本企業にとって、香港子会社は、中国へのゲートウェイ（窓口）としての役割を持っていることが多い。例えば、日本企業が中国でのビジネスに直接には関わらず、香港子会社を通じて中国ビジネスを行うこととしている場合がある⁷。また、香港子会社が経営実体の無いペーパー・カンパニーであり、実質的には日本企業自体が中国

⁶ 平野・前掲書 113 頁。

⁷ 実務上、日本企業が中国企業と直接、契約を締結するのではなく、香港子会社を日本企業と中国企業の間で介在させた契約とすることがある。そのメリットとしては、①香港は、地理的にも中国に近く、中国と同じ中華文化圏に属するため、中国の事情に通じており、文化・言語等の面で有利であること、②中国企業との交渉や契約管理を、香港子会社に任せられること、③香港子会社を中間に介在させることにより、日本企業自体が、中国の法規制リスク（例えば、中国の「技術輸出入管理条例」等）、外貨管理規制リスク等を回避できること等が挙げられる。

でのビジネスをコントロールしている場合もある。

外国企業が香港で事業活動を行う場合、香港に現地法人を設立するか、又は外国企業の支店の登録を行わなければならない。外国企業は香港に駐在員事務所を設立することもできるが、この場合、事業活動を行うことはできない。外国企業が香港に現地法人を設立する場合、通常は、有限責任会社（limited liability company）とすることが多い。その中でも、①非公開会社（株式譲渡は制限され、株主数は50名以下に制限され、且つ株式・社債の公募は禁止されることを、定款に記載する必要あり）とする場合と、②公開会社（非公開会社以外の会社。香港証券取引所に上場していることが多い）とする場合がある。有限責任会社を新規に設立することもできるが、実際には、カンパニー・セクレタリー会社で既に設立登記済みの会社（shelf company）を購入することも多く行われている。有限責任会社は、英語の社名には「limited」、中国語の社名には「有限公司」という文字を付しなければならない。

2014年3月3日に施行された「新会社条例」（New Companies Ordinance）により、①従来の「memorandum」及び「articles」という定款が「articles」に一本化され、②会社の経営範囲を規定することが不要となり、③額面株式が廃止され、④全員一致決議に基づき、年次総会の開催が不要となり、⑤社印（common seal）に代えて、取締役の署名によることが可能となり、⑥非公開会社の取締役のうち少なくとも1名は自然人でなければならないものとされた。さらに、2018年3月1日に施行された新会社条例改正により、香港証券取引所に上場している会社以外の全ての香港に設立された会社は、会社の重要支配者（significant controllers）を特定し、重要支配者台帳を保管することが義務付けられた⁸。

V 民事訴訟法

1 民事訴訟

香港の民事訴訟制度は、基本的に、英国の民事訴訟制度に基づいて形成されている。例えば、香港では、英国と同様、ディスカバリー、弁護士秘匿特権、陪審員等の制度が採用されている。

1997年7月1日の返還前は、香港の訴訟手続においては英語のみが用いられていたが、返還後は、英語と中国語のいずれの使用も認められるようになり、訴訟当事者は、訴訟手続において用いる言語を英語と中国語のいずれかから選択することができるようになった。

香港の民事訴訟における法的救済としては、英国と同様、コモン・ローでは金銭賠償が原則であるのに対し、エクイティでは差止命令及び特定履行が原則である。不法行為に基づく損害賠償請求訴訟では、懲罰的賠償が認められることもある。

また、香港では、英国と同様、一定期間を経過するともはや権利を行使できなくなると

⁸ ANDY CHENG 著「香港会社法修正 重要支配者台帳の整備保管（前編）（後編）」（『香港ポスト』2018年3月23日、2018年4月27日）所収）。

いう消滅時効は、実体法上の制度ではなく、むしろ「出訴期限」を意味する手続法的概念とされている。原則として、時効の期間は6年間である。

香港の裁判官及び弁護士は、外国籍の者も多い。香港の弁護士には、「法廷弁護士」(barrister)と「事務弁護士」(solicitor)の2種類がある。

2 仲裁

日本企業と中国企業又は香港企業が締結する契約において、当該契約に関連して発生する法的紛争は、「訴訟」ではなく、「仲裁」(私人間の合意に基づいて、第三者を仲裁人として選任し、その者の判断によって紛争解決を図る手続)により解決する旨の条項(仲裁条項)が規定されることが多い。香港では、2011年6月1日から、新しい「仲裁条例」が施行され、香港域内仲裁と国際仲裁が統一化された。現在、香港の仲裁機関として、香港国際仲裁センター(Hong Kong International Arbitration Centre)⁹がある。香港は、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約)に加盟しているため、ニューヨーク条約加盟国の仲裁判断の承認及び執行が可能である。

なお、2019年10月1日に発効した中国と香港の協約により、香港の仲裁機関の仲裁に基づき、中国の裁判所に、保全処分を申し立てることが可能となった。これにより、今後、香港仲裁の利用が増加するかもしれない。

VI 刑事法

香港では、英国法の影響により、刑事法についても、民事法と同様、コモン・ローがその中心をなしてきた。

香港では、最後に死刑が執行されたのは1966年であり、1993年に正式に死刑は廃止された¹⁰。

「賄賂防止条例」(Prevention of Bribery Ordinance)は、賄賂に関する最も基本的な法律である。賄賂防止条例は、公務員の贈収賄のみならず、民間企業の役職員に対する賄賂・リベートの供与をも、処罰の対象としている。

香港の警察は、捜査機関であるばかりでなく、起訴と訴追の権限をも有している。香港の法務省に相当する「律政司」が、訴追の管理を行っている。警察による起訴後は、律政司が訴追の継続を判断し、裁判所が起訴状や公訴書を受け付けた後は、律政司に所属する検察官が訴訟を担当する。検察官は、捜査には関与しない¹¹。

香港では、警察の判断で、取調べの録音・録画が行われている。被疑者が録音・録画を

⁹ <http://www.arbitration.org.tw/>

¹⁰ David T. Johnson 著「2つの都市の物語 香港、シンガポールにおける死刑と殺人抑止力」(『季刊 刑事弁護 第68号』(現代人文社、2011年) 所有) 193頁。

¹¹ 松井由紀夫著「諸外国における刑事司法制度の調査研究(9) 香港における刑事司法手続等について(上)」(『警察学論集 第64巻第12号』(立花書房、2011年) 所収) 144頁。

希望しても、必ず録音・録画が行われるわけではない。弁護人は、捜査に支障が無い限り、被疑者の取調べに立ち合い、法的助言を行うことができる¹²。

香港では、通信傍受の手段が認められている。要件は、①7年以上の拘禁刑にあたる重大犯罪の予防又は捜査のため又は公共の安全の保護のために、特定の事件又は脅威に何者かが関与していると認める合理的な理由があること、②傍受の必要性があること、③権利侵害の程度と必要性等の関係要素との比例原則、④他の方法では捜査が困難であることである¹³。

香港の刑事裁判では、陪審員制度が採用されている。例えば、殺人、強姦、商業詐欺、強盗等の重大犯罪事件においては、1名の裁判官及び7名の陪審員（裁判官の裁量により、9名の陪審員となることもある）で審理が行われる。陪審員は、21歳以上65歳未満の香港住民から抽選で選ばれる。陪審員は、審理に立ち会った後、陪審員のみで評議を行い、判決を下す¹⁴。

VII おわりに

以上、香港の法制度の概要を紹介したが、多くの日本企業が、香港企業と貿易取引を行ったり、香港に現地法人を設立したりしている。また、香港では、以前から、日本のアニメや音楽等の文化が広く受け入れられてきたし、人の往来も盛んである。

しかし、最近施行された香港国家安全維持法が、香港ビジネスに対しどの程度の影響を及ぼすはまだ必ずしも明らかではなく、懸念される場所である。例えば、香港から英国や台湾等への移住者の増加、外資系企業の香港からの撤退、高度グローバル人材の香港からの流出、国際金融センターとしての香港のイメージ悪化、米国の中国及び香港に対する経済制裁等の問題が大きくなる可能性も否定できない。中国中央政府としても、これらの問題が大きくなることは避けたいはずであり、今後、香港に外資を引き留め、香港ビジネスを活性化するためのさまざまな政策や法制度が発表されるかもしれない。

以上のことに鑑みると、今後も、香港における法制度の動向については注視していく必要がある。とくに、返還後50年目にあたる2047年までに、香港の法制度がどのように変わっていくのかが注目される。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.48 No.8』（国際商事法研究所、2020年、原題は「世界の法制度〔東アジア・東南アジア編〕第4回 香港」）。

¹² 松井・前掲書 152～154頁。

¹³ 松井由紀夫著「諸外国における刑事司法制度の調査研究（10） 香港における刑事司法手続等について（下）」（『警察学論集 第65巻第1号』（立花書房、2012年）所収）110頁。

¹⁴ ANDY CHENG 著「刑事逮捕の対策（2）」（『香港ポスト』2018年8月24日）所収。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。